

高槻市特定都市河川流域における  
雨水浸透阻害行為の手引き（事前相談編）

令和8年4月

高槻市都市創造部  
下水河川企画課

## 【 目 次 】

1.雨水浸透阻害行為とは .....	1
2.手続きのフロー .....	2
3.事前相談について	
3-1. 事前相談で必要となる図書（一覧） .....	3
3-2. 開発エリアが特定都市河川流域内かどうかの確認 .....	4
3-3. 事前相談に関する図書の記入例 .....	5
3-4. 土地利用の判別方法 .....	15
4.事前相談に必要な様式集 .....	17

## 1. 雨水浸透阻害行為とは

宅地等が密集する河川周辺をより安全な流域にするため、令和7年6月20日に芥川流域が特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されました。

この指定により、流域内の1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（土地の締め固めや開発等により雨水がしみ込みにくくなる行為）には、雨水貯留浸透対策が義務付けられ、高槻市の許可が必要になりました。

本手引きは、特定都市河川浸水被害対策法第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請の要否を判定するための事前相談についてまとめたものです。

なお、許可申請の要否については事前相談後に書面で通知しますが、要となった場合は、下水河川企画課窓口で許可申請の手続き等について別途協議をお願いします。

### 【雨水浸透阻害行為と対策の例】



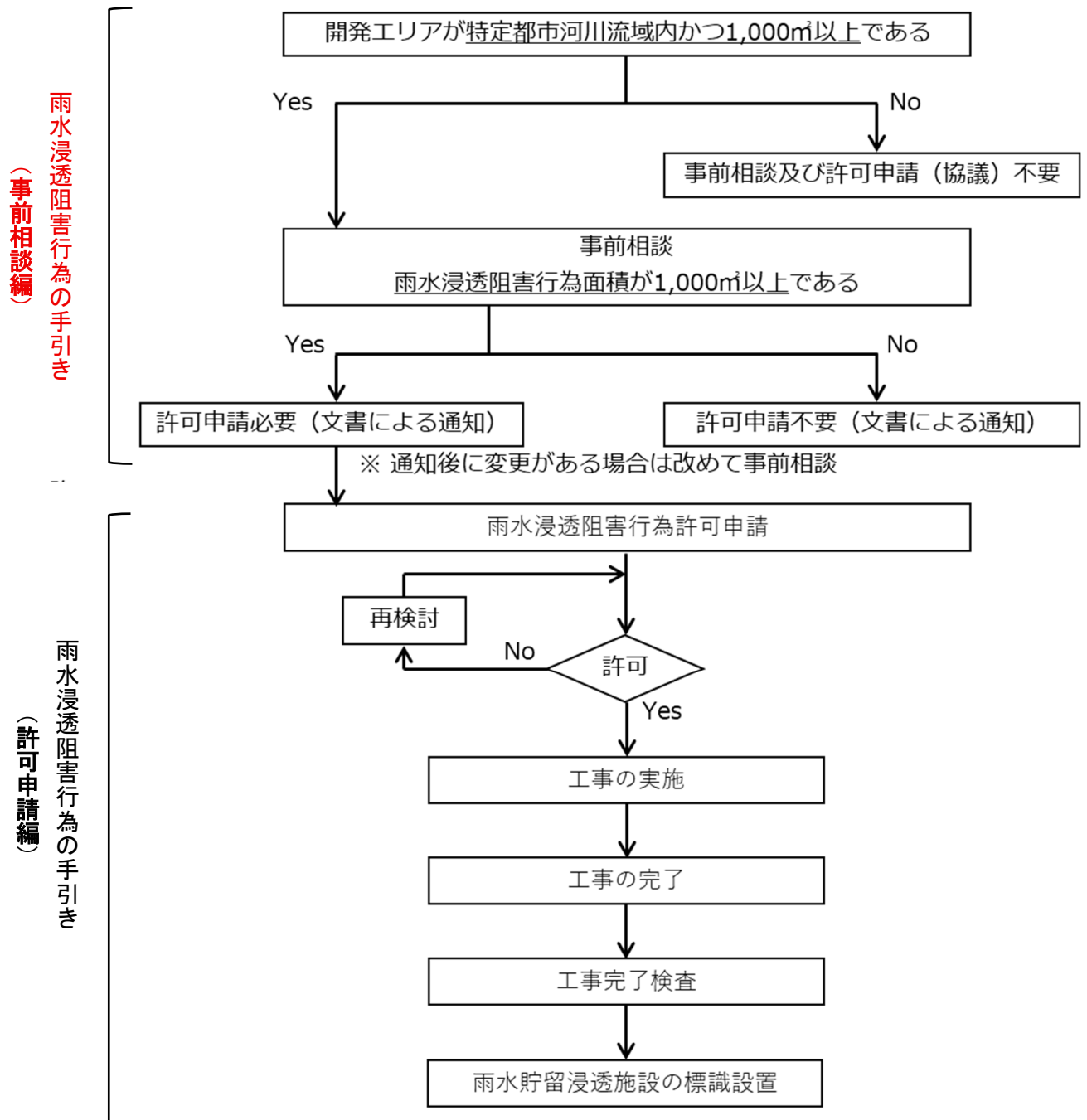
#### 特定都市河川浸水被害対策法(抜粋)

第一条(目的) この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第三十条(雨水浸透阻害行為の許可) 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為(流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。)であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをする者は、あらかじめ、当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等)の長(以下この節において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

## 2. 手続きのフロー

特定都市河川流域において、雨水浸透阻害行為を伴う開発等を行う場合、特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可申請が必要になる場合があります。本手引きを参考に、まずは事前相談（雨水浸透阻害行為の許可申請が必要であるかを確認するために書面で行う相談）をお願いします。なお、本手引きは、特定都市河川浸水被害対策法に係る手続きを説明しており、都市計画法による開発許可申請は別途必要となりますので留意してください。



### 3. 事前相談について

#### 3-1. 事前相談で必要となる図書（一覧）

・様式

様式番号	名 称	備 考
様式第1号	雨水浸透阻害行為に関する事前相談書	
様式-1	現況土地利用区分面積集計表(行為前)	
様式-2	計画土地利用区分面積集計表(行為後)	
様式-3	行為前後の土地利用集計表	入力不要(自動計算)

・図面

番号	名 称	備 考
1	行為区域位置図	
2	行為区域区域図	
3	現況平面図(行為前)	
4	現況土地利用求積図(行為前)	
5	土地利用計画図(行為後)	
6	土地利用計画求積図(行為後)	

・資料

番号	名 称	備 考
1	土地の登録事項を示す書類(全部事項証明書の写し)	
2	公図の写し	
3	現況写真(写真撮影位置図を添付)	
4	その他必要な資料(委任状、同意書の写し等)	

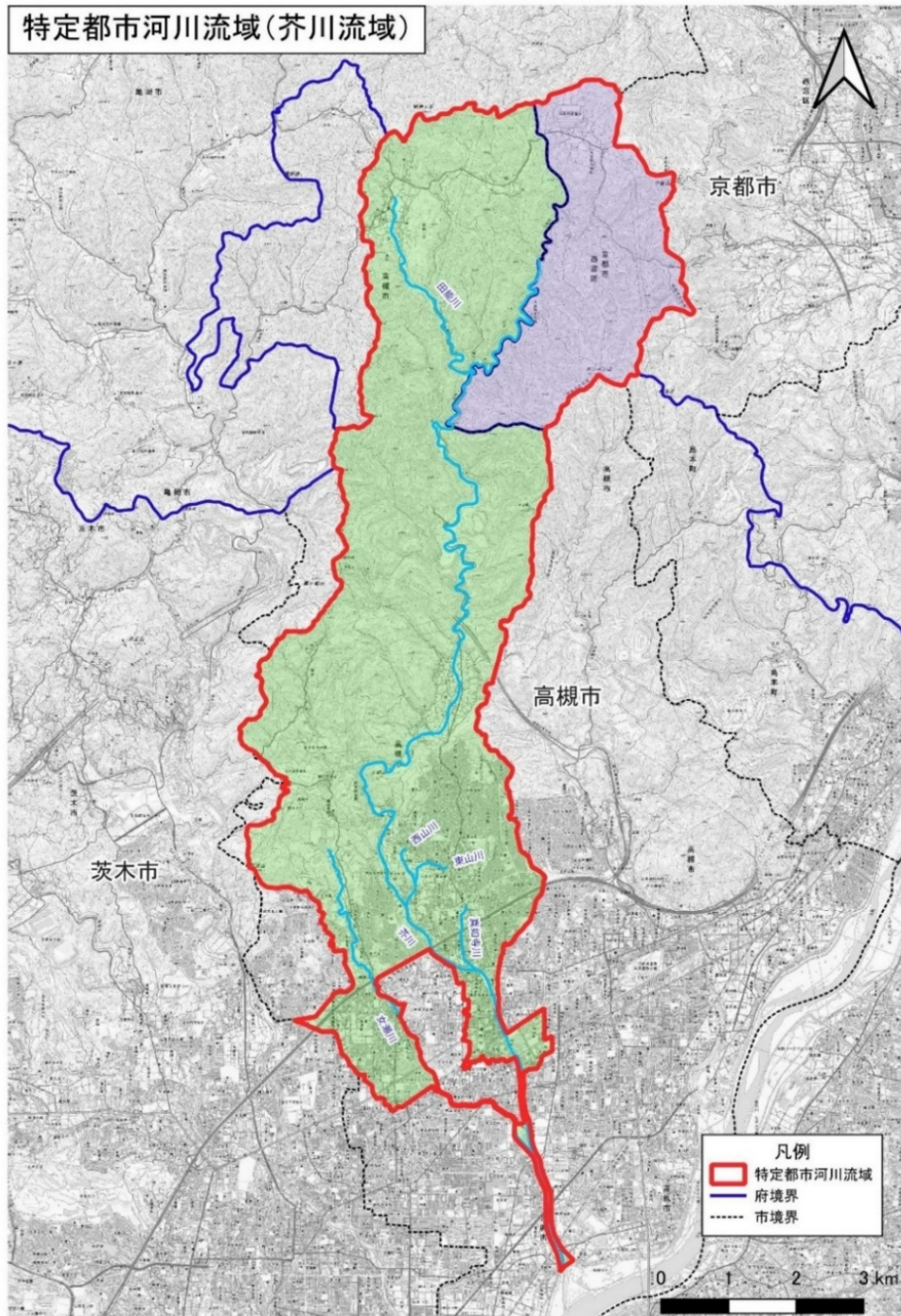
※1 図面は、判別できる範囲であれば複数の図面を1枚に纏めても構いません。

※2 図面、資料とも特に番号を付与する必要はありません。

### 3-2. 開発エリアが特定都市河川流域内かどうかの確認

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる特定都市河川流域については、下図に示すとおりです。流域図の詳細は、下水河川企画課窓口で確認できるほか、高槻市ホームページや大阪府地図情報提供システム等を参照してください。

高槻市ホームページ <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/55/150804.html>  
大阪府地図情報提供システム <https://www11.cals.pref.osaka.jp/ajaxspatial/ajax/>



※特定都市河川流域外で行われる開発行為等については、施行面積が1,000㎡以上であっても事前相談の必要はありません。

### 3-3. 事前相談に関する図書の記入例

#### (1) 事前相談書（様式第1号）の記入例

様式第1号

○ 年 ○ 月 ○ 日

高槻市長 様

相談者 住所 ○○市○○町○番○号  
 (窓口 氏名 ○○ ○○  
 来た者) 連絡先 ○○-○○○-○○○○

### 雨水浸透阻害行為に関する事前相談書

・以下について、特定都市河川浸水被害対策法第30条に基づく許可申請が必要か相談します。

事業区域に含まれる地域の名称 (施行区域の地名地番)	○○市○○町○番○号	
事業区域の面積(m <sup>2</sup> )	○○○○m <sup>2</sup>	
予定する事業の計画の内容	分譲住宅の宅地造成	
事業主又は 建築主等の住所・氏名	住所	○○市○○町○番○号
	氏名	○○ ○○
代理人等の住所・氏名・連絡先	住所	○○市○○町○番○号
	氏名	○○ ○○
	連絡先	○○○-○○○○-○○○○ 担当者名 ○○

#### ・添付図書

- |                            |                            |
|----------------------------|----------------------------|
| ① 現況土地利用区分面積集計表(行為前)(様式-1) | ⑧ 土地利用計画図(行為後)             |
| ② 計画土地利用区分面積集計表(行為後)(様式-2) | ⑨ 土地利用計画求積図(行為後)           |
| ③ 行為前後の土地利用集計表(様式-3)       | ⑩ 土地の登録事項を示す書類(全部事項証明書の写し) |
| ④ 行為区域位置図                  | ⑪ 公図の写し                    |
| ⑤ 行為区域区域図                  | ⑫ 現況写真(写真撮影位置図を添付)         |
| ⑥ 現況平面図(行為前)               | ⑬ その他必要な資料(委任状、同意書の写し等)    |
| ⑦ 現況土地利用求積図(行為前)           |                            |

添付する図書

#### (市記入欄)

事前相談の件について下記の通り通知します。

雨水浸透阻害行為許可申請 (要・不要)

理由(いずれかに○を記入)

1 雨水浸透阻害行為の面積が1,000m<sup>2</sup>以上のため(必要)

2 雨水浸透阻害行為の面積が1,000m<sup>2</sup>未満のため(不要)

3 その他( )

市記入欄のため記入不要

(2) 雨水浸透阻害行為を行う土地の面積の算定例 (様式-1 から様式-3 の作成)

様式第1号の添付書類として、様式-1 から様式-3 が必要になります。様式-1 に行為前の面積、様式-2 に行為後の面積の入力が必要になりますので、下記を参考に入力して印刷してください。

**【雨水浸透阻害行為面積の算定 (CASE-1)】**

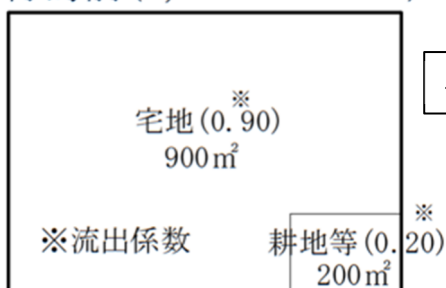
事業エリア 1,100 m<sup>2</sup>

<行為前> 耕地等 200 m<sup>2</sup> (流出係数 0.2)、宅地 900 m<sup>2</sup> (流出係数 0.9)

<行為後> 宅地 1,100 m<sup>2</sup> (流出係数 0.9)

C A S E 1

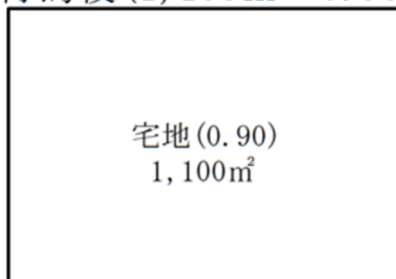
行為前 (1,100 m<sup>2</sup> · 0.77)<sup>\*</sup>



様式-1 で行為前の面積を入力



行為後 (1,100 m<sup>2</sup> · 0.90)



様式-2 で行為後の面積を入力

①現況土地利用区分面積集計表（行為前）（様式-1）の作成

現況（行為前）の土地利用の区分ごとに面積を様式-1に入力してください。

【CASE-1 の場合】

現況土地利用区分面積集計表(行為前)		様式-1												
		宅地等				舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地			
エリア番号		宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面を有しないものに限る。)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地,耕地,原野その他ローラー又はこれに類する建設機械を用いていない土地
		0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20
1	900													
2														200
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
①:小計(㎡)	900													200
②:Σ①								1,100						
③:①×流出係数	810													40
④:Σ③														850
⑤:流出係数(④/②)														0.77

②計画土地利用区分面積集計表（行為後）（様式-2）の作成

計画（行為後）の土地利用の区分ごとに面積を様式-2に入力してください。

【CASE-1 の場合】

エリア番号	宅地等				舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面を有しないものに限る。）	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための施設の）	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための施設の）	ローラーその他これに類する建設機械を用いた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラー又はこれに類する建設機械を用いていない土地
	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20
1	1,100												
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
①:小計(m <sup>2</sup> )	1,100												
②:Σ①													
③:①×流出係数	990												
④:Σ③													
⑤:流出係数(④/②)													

### ③行為前後の土地利用集計表（様式-3）の作成

様式-1 および様式-2 より自動で入力されるため、記入は不要です。

#### 【CASE-1 の場合】

行為前後の土地利用集計表

様式-3

土地利用区分		①欄 様式-2 現況土地利用 面積(m <sup>2</sup> )①	②欄 様式-3 計画土地利用 面積(m <sup>2</sup> )②	③欄 面積差 (m <sup>2</sup> )	④欄 雨水浸透阻害行為の 当該面積	参考 流出係数	備考
土地 利用 区分		様式-1 小計1の欄	様式-2 小計1の欄	②-①	③欄が(+)の場合、原則 当該場合面積(ha)を 記入		
宅地等	宅 地	900	1,100	200	200	0.90	宅地等の区分 同士の増減は 対象としない。
	池 沼	0	0	0		1.00	
	水 路	0	0	0		1.00	
	ため池	0	0	0		1.00	
	道路(法面を有しないものに限り。)	0	0	0		0.90	
小 計	900	1,100	200	200			
舗装された土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	0	0	0		0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	0	0	0		1.00	
その他土地からの 流出雨水を増加 させるおそれのある 行為に係る土地	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	0	0	0		0.50	
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0	0	0		0.80	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0	0	0		0.50	
小 計			0	0			
上記に掲げる土地 以外の土地	山 地			0		0.30	
	人工的に造成された植生に覆われた法面	0	0	0		0.40	
	林地、耕地、原野その他ローラー又はこれに類する建設機械を用いていない土地	200	0	-200		0.20	
小 計	200	0	-200				
合 計		1,100	1,100	0	200		

合計面積は  
同じにしてください。

④欄の合計 200 m<sup>2</sup>  
1,000 m<sup>2</sup>以上の場合、申請の対象

←この計算結果が1,000 m<sup>2</sup>以上になった場合に許可申請が必要と判断されます。  
計算結果に関らず事前相談は必要になりますので、様式第1号に添付して提出してください。



宅地等から宅地等への土地の形質変更は、雨水浸透阻害行為にあたらなため、  
雨水浸透阻害行為の面積は 200 m<sup>2</sup> (  $\frac{1,100}{\text{行為後の宅地面積}} - \frac{900}{\text{行為前の宅地面積}}$  ) になります。

この場合、特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可申請は必要ありません。

※雨水浸透阻害行為面積が1,000 m<sup>2</sup>未満の場合であっても、雨水流出抑制の努力義務があります。(特定都市河川浸水被害対策法第40条)

※都市計画法第29条(開発行為の許可)や宅地造成等規制法第8条(宅地造成に関する工事の許可)等の許可申請が必要な場合は、別途協議が必要です。

## 【雨水浸透阻害行為面積の算定 (CASE-2)】

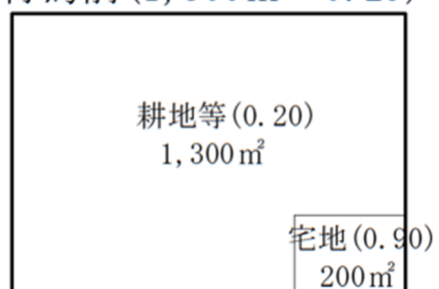
事業エリア 1,500 m<sup>2</sup>

<行為前> 耕地等 1,300 m<sup>2</sup> (流出係数 0.2)、宅地 200 m<sup>2</sup>(流出係数 0.9)

<行為後> 宅地 1,500 m<sup>2</sup> (流出係数 0.9)

### CASE 2

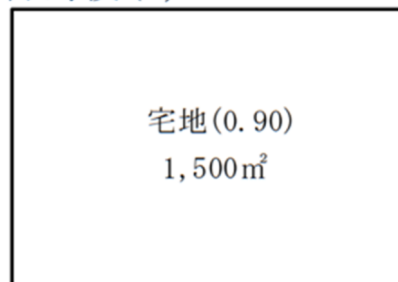
行為前 (1,500 m<sup>2</sup> · 0.29)



様式-1 で行為前の面積を入力



行為後 (1,500 m<sup>2</sup> · 0.90)



様式-2 で行為後の面積を入力

①現況土地利用区分面積集計表（行為前）（様式－1）の作成

現況（行為前）の土地利用の区分ごとに面積を様式－1に入力してください。

【CASE-2 の場合】

現況土地利用区分面積集計表(行為前)										様式－1			
エリア番号	宅地等					舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面を有しないものに限る。)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面)	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設の伴うもの)	運動場(雨水を排除するための排水施設の伴うものに限る)	ローラー(その他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地)	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地,耕地,原野その他ローラー又はこれに類する建設機械を用いていない土地
	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20
1	200												
2													1,300
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
①:小計(m <sup>2</sup> )	200												1,300
②:Σ①	1,500												
③:①×流出係数	180												260
④:Σ③	440												
⑤:流出係数(④/②)	0.29												

②計画土地利用区分面積集計表（行為後）（様式-2）の作成

計画（行為後）の土地利用の区分ごとに面積を様式-2に入力してください。

【CASE-2 の場合】

エリア番号	宅地等					舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面を有しないものに限る。)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	運動場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地, 耕地, 原野その他ローラー又はこれに類する建設機械を用いていない土地
	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20
1	1,500												
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
①:小計(m <sup>2</sup> )	1,500												
②:Σ①										1,500			
③:①×流出係数	1,350												
④:Σ③													
⑤:流出係数(④/②)													

### ③行為前後の土地利用集計表（様式-3）の作成

様式-1 および様式-2 より自動で入力されているため、記入は不要です。

#### 【CASE-2 の場合】

行為前後の土地利用集計表

様式-3

土地利用区分		①欄 様式-2	②欄 様式-3	③欄	④欄	参考	備考
土地利用区分		現況土地利用 面積(m <sup>2</sup> )①	計画土地利用 面積(m <sup>2</sup> )②	面積差 (m <sup>2</sup> )	雨水浸透阻害行為の 当該面積	流出係数	
		様式-1 小計1の欄	様式-2 小計1の欄	②-①	③欄が(+)の場合、原則当該 該当の場合面積(ha)を 記入		
宅地等	宅地	200	1,500	1,300	1300	0.90	宅地等の区分 同士の増減は 対象としない。
	池沼	0	0	0		1.00	
	水路	0	0	0		1.00	
	ため池	0	0	0		1.00	
	道路(法面を有しないものに限る。)	0	0	0		0.90	
小計		200	1,500	1,300	1300		
舗装された土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	0	0	0		0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	0	0	0		1.00	
	小計	0	0	0	0		
その他土地からの 流出雨量を増加 させるおそれのある 行為に係る土地	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	0	0	0		0.50	
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0	0	0		0.80	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0	0	0		0.50	
小計				0	0		
上記に掲げる土地 以外の土地	山地	0	0	0		0.30	
	人工的に造成された植生に覆われた法面	0	0	0		0.40	
	林地、耕地、原野その他ローラー又はこれに類する建設機械を用いていない土地	1,300	0	-1,300		0.20	
小計		1,300	0	-1,300			
合計		1,500	1,500	0	1,300		

合計面積は  
同じにしてください。

④欄の合計 1,300 m<sup>2</sup>  
1,000m<sup>2</sup>以上の場合、申請の対象

→この計算結果が1,000 m<sup>2</sup>以上になった場合に許可申請が必要と判断されます。  
計算結果に関らず事前相談は必要になりますので、様式第1号に添付して提出してください。



宅地等から宅地等への土地の形質変更は、雨水浸透阻害行為にあたらなため、  
雨水浸透阻害行為の面積は 1,300 m<sup>2</sup> ( $\frac{1,500}{\text{行為後の宅地面積}} - \frac{200}{\text{行為前の宅地面積}}$ ) になります。

この場合、特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可申請は必要となります。

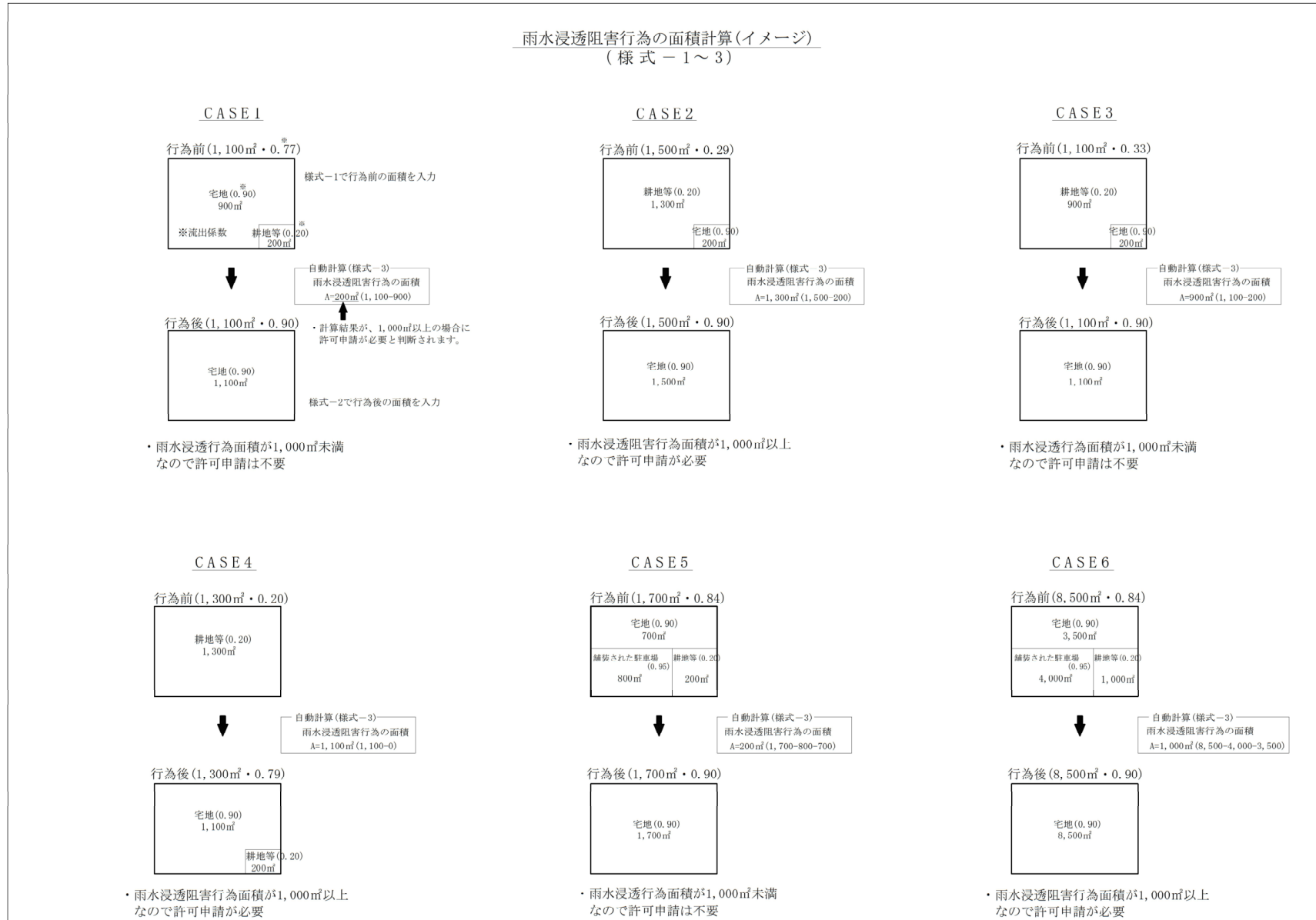
※雨水浸透阻害行為面積が1,000 m<sup>2</sup>未満の場合であっても、雨水流出抑制の努力義務があります。

(特定都市河川浸水被害対策法第40条)

※都市計画法第29条(開発行為の許可)や宅地造成等規制法第8条(宅地造成に関する工事の許可)等の許可申請が必要な場合は、別途協議が必要です。

(参考) 雨水浸透阻害行為の面積計算 (ケーススタディ)

雨水浸透阻害行為の面積計算について、複数のパターンを記載していますので、参考にしてください。



### 3-4. 土地利用の判別方法

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
宅地等に該当する土地	①宅地	0.90	宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ）の用に供するための土地をいうものである。 ①現況において、建物の用に供している土地 ②過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地 ③近い将来宅地として利用するため、造成されている土地	宅地は住宅の屋根面積の他に庭等も含めた一団をもって宅地と判断する。
	②池沼	1.00	常時または一時的に水面を有する池沼をいう。	池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲、および貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一帯を含めた範囲とする。
	③水路	1.00	常時または一時的に水面を有する水路をいう。	水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲とする。
	④ため池	1.00	常時または一時的に水面を有するため池をいう。	ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲、及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	⑤道路(法面を有しないもの) ⑥道路(法面を有するもの)	法面を有しないもの 0.90 法面(コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は、1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする)および法面以外の土地(流出係数は 0.90 とする)の面積により加重平均して算出される値	一般の交通の用に供する道路(高架の道路及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号)に規定する軌道を含む)をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に規定する道路かどうかを問わない。	道路用地は路肩から路肩までの範囲の他、歩道、植樹帯、道路付帯施設が含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要
	⑦鉄道道路(法面を有しないもの) ⑧鉄道道路(法面を有するもの)	法面を有しないもの 0.90 法面(コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は、1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする)および法面以外の土地(流出係数は 0.90 とする)の面積により加重平均して算出される値	鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲(高架の鉄道を含む)をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。	鉄道用地は駅舎、付属施設及び路線の敷地全てが含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要
	⑨飛行場(法面を有しないもの) ⑩飛行場(法面を有するもの)	法面を有しないもの 0.90 法面(コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は、1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする)および法面以外の土地(流出係数は 0.90 とする)の面積により加重平均して算出される値	空港、ヘリポート等(飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む)をいう。	飛行場用地は飛行場滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、ターミナル施設等の敷地が含まれる。但し、法面とは区分し整理

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
舗装された土地	⑪不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95	コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地(法面を含まない)をいう。	
	⑫不浸透性材料により覆われた法面	1.00	コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面をいう。	
その他土地からの流出雨水を増加させるおそれのある行為に係る土地	⑬ゴルフ場(雨水を排水するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	①「雨水を排水するための排水施設」がない場合はこの区分の対象とならない。 ②ゴルフ場敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑭運動場、又はその他これに類する施設(雨水を排水するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	運動場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	①「雨水を排水するための排水施設」がない場合はこの区分の対象とならない。 ②グラウンド敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑮ローラー、又はその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的をもって締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行している程度に締め固められた土地をいい、単に整地がなされた土地および捨土又は十分に締め固められていない盛り土がなされた土地等は含まない。 ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階でいったん締め固められた土地であっても十分耕が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。	締め固められた土地の判断は、現地調査を基本とするが、宅地内の未舗装道路は、宅地に含まれることに留意する。
上記に掲げる土地以外の土地	⑯山地	0.30	平均勾配が10%以上の土地(山地、林地、原野)をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。
	⑰人工的に造成された植生に覆われた法面	0.40		
	⑱林地、耕地、原野その他ローラー又はその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20		平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。

### 流出係数について

特定都市河川浸水被害対策法施行規則第20条第3項の規定に基づき、「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）」に定める値を適用しています。







様式-3 行為前後の土地利用集計表

土地利用区分		様式-3				備考
		①欄 様式-2 現況土地利用 面積 (㎡) ①	②欄 様式-3 計画土地利用 面積 (㎡) ②	③欄 面積差 (㎡)	④欄 雨水浸透阻害行為の 当該面積 ⑤欄が(+)の場合、原則 当該面積 (ha) を 記入	
宅地等	宅地	0	0	0	0	0.90
	池沼	0	0	0	0	1.00
	水路	0	0	0	0	1.00
	ため池	0	0	0	0	1.00
	道路(法面を有しないものに限る。)	0	0	0	0	0.90
舗装された土地	小計	0	0	0	0	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	0	0	0	0	0.95
その他土地からの 流出雨量を増加 させるおそれのある 行為に係る土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	0	0	0	0	1.00
	小計	0	0	0	0	
	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	0	0	0	0	0.50
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0	0	0	0	0.80
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0	0	0	0	0.50
上記に掲げる土地 以外の土地	小計	0	0	0	0	
	山地	0	0	0	0	0.30
	人工的に造成された植生に覆われた法面 林地、耕地、原野その他ローラー又はこれに類する建設機械を用いていない土地	0	0	0	0	0.40
	小計	0	0	0	0	0.20
	合計	0	0	0	0	
④欄の合計	0				㎡	

1,000㎡以上の場合、申請の対象